

(別紙)

◎監査実施計画

令和5年度の監査実施計画は、下記のとおりです。

監査等の種類	監査等の対象部署等	実施期間(予定)	内容
定期監査	一期 市長公室 企画政策課 地域拠点整備室 秘書広報課 文化振興課 総務部 総務課 財政課<工事契約検査室> 税務課 情報政策課 市民生活部 生活防災課 環境保全課 市民課 保健福祉部 社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 国保年金課 (こども未来室) こども支援課 こども育成課 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局	8月下旬 ~ 10月下旬	使用料及び手数料、財産 貸付収入・財産売払収入、寄付金収入の収入に関する事務について監査 ※左記「監査等の対象部署等」については、対象件数の多寡により部署等の変更があります。
	二期 教育委員会 事務局 教育総務課 学校教育課<学校統合準備室> 生涯学習スポーツ課 健康給食推進室<学校給食センター> 各教育機関 各庁舎 地域振興課 事業課	10月下旬 ~ 12月下旬	
	三期 産業部 商工課 観光課 農政課 農林整備課 建設部 道路河川課 建築住宅課 まちづくり推進課 都市計画課 文化財課 水道部 水道課 下水道課 農業委員会事務局	12月中旬 ~ 2月下旬	
財政援助団体等に対する監査	補助金等交付団体 (公の施設の指定管理者含む)	6月中旬 ~ 8月下旬	交付した補助金などの用途についての監査
例月現金出納検査	会計課 水道課 下水道課	原則毎月25日	一般・特別会計、公営企業会計に係る、毎月の現金出納と出納事務が適正に行われているかの検査
決算審査	公営企業会計	6月上旬 ~ 7月下旬	水道事業、工業用水道事業 下水道事業
	一般会計・特別会計	7月上旬 ~ 8月下旬	
基金の運用状況審査		7月上旬 ~ 8月下旬	
健全化判断比率等審査		7月上旬 ~ 8月下旬	健全化判断比率及び資金不足比率の審査